

令和7年12月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年12月4日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和7年12月4日(木) 午前9時00分
閉 会 日 時	令和7年12月4日(木) 午後1時18分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	織田 京子 後藤 耕佑 潮田 幸子 諏訪三津枝 西尾 綾子 芝寄 和好
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	後藤 耕佑
委 員	潮田 幸子 諏訪 三津枝 芝寄 和好 西尾 綾子
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 9 8 号	鴻巣市入学準備金貸付け条例及び鴻巣市奨学資金貸与条例の一部を 改正する条例	原案可決
第 9 9 号	鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 0 号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決
第 1 0 4 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、本委員会に 付託された部分	原案可決
第 1 0 6 号	令和 7 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長 小林 宣也
こども未来部副部長 矢澤 潔
こども未来部参事兼
こども応援課長 沼上 早苗
子育て支援課長 新井 玲奈
保育課長 富田 まゆみ
こども応援課副参事 黒巢 弘路
こども応援課鴻巣児童
センター所長 新島 政博

(健康福祉部)

健康福祉部長 木村 勝美
健康福祉部副部長 高子 英江
健康福祉部参事兼
障がい福祉課長 高田 史
福祉課長 鈴木 恵子
健康づくり課長 中山 尚子
介護保険課長 小野田直人
ねんりんピック推進
プロジェクト課長 金子 栄次
介護保健課副参事 千葉 昌子

(教育部)

教育部長 鳥沢 保行
教育部参与 池田 耕司
教育部副部長 松本 直樹
教育部副部長兼
学務課長 棚澤 大輔
教育総務課長 長島 正和
生涯学習課長 清水 健紀
学校支援課長 鈴木 聡
スポーツ習課 竹井 豊
中央公民館長 新井 隆司
教育総務課中学校
給食センター所長 関根 好一
学務課副参事 伊藤 一途
学校支援課副参事 榎本 泰
学校支援課教育支援
センター所長 中根 洋子
吹上支所副支所長兼
地域グループリーダー 吉田 勝彦
川里支所副支所長 中越 好康

書 記 國島 清文
書 記 藤平美由紀

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。芝寄和好委員と西尾綾子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第98号 鴻巣市入学準備金貸付
け条例及び鴻巣市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例、議案第99号
鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例、議案第100号 公の施設の指
定管理者の指定の期間の変更について、議案第104号 令和7年度鴻巣市
一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会に付託された部分、議案
第106号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議案
5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案につい
て議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたい
と思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、
議案第104号については、ページ数及び事業名を先に述べてから質疑をし
ていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、
よろしく願いします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係ない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第98号 鴻巣市入学準備金貸付条例及び鴻巣市奨学資金貸
与条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(教育部副部長) おはようございます。議案第98号 鴻巣市入学準備金
貸付条例及び鴻巣市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例につきまして
ご説明申し上げます。

資料を御覧ください。令和8年4月1日付で学校教育法の一部を改正する法律が施行されることとなっております。この法改正により、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校に専攻科を置くことができることとなるため、本一部改正条例において入学準備金の貸付け及び奨学資金の貸与の対象として新たに専攻科を加えるものです。

改定時期につきましては、施行日を令和8年4月1日といたします。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（芝寄）おはようございます。では、二、三通告どおりに質問いたします。確認も含まれているので、ご説明のほうまたよろしくお願いいたします。

専攻科の設置は都道府県に届出ということで承っているのですが、まず市内にこれを申請できる専修学校どのくらいあるのか、お願いいたします。

（教育部副部長）市内におきましては、関東福祉専門学校及び専門学校関東工業自動車大学校がそれぞれ専門課程を設置しておりますが、両校の現在の教育課程が特定専門課程の要件を満たすものであるかにつきましては、本市では把握ができておりません。

以上です。

（芝寄）では、届出は都道府県ということで、申請しようと思ったらまずこれ市町村の行政のほうに申請するのか、そこを確認いたします。

（教育部副部長）専攻科設置の届出につきましては、あくまで埼玉県への届出となっておりますので、市のほうへの届けに関しては特に規定はございません。

（芝寄）なかなかつかみづらいと思いますけれども、市内ではどのくらい対象の人数がいると予想されるのでしょうか。

（教育部副部長）現在、専門学校、専修学校のほうに通っていらっしゃる方等がちょっと全体把握しているものではございませんが、私たちのほうでは、専攻科へ入学希望で、現在、入学準備金の貸付けを受けよう

としている人数については、これは不明ということで、令和7年度の現在の奨学生について専修学校専門課程に所属している者がいないため、ちょっとこちらとしては不明というふうになります。

以上です。

（芝罘）では、通告で最後の1つ質問で、財源について。

先ほど人数もちょっと把握できないということで、つかみづらいと思いますけれども、来年度予算に組み込んでくるのかなと思うのですけれども、国、県、市の財源割合も含めてお聞きします。

（教育部副部長）こちらは一般財源となっております、市の単費となります。また、予算につきましては、例年の申請状況等も踏まえまして、入学準備金貸付金につきましては高等学校及び専修学校2名分、大学及び専修学校についても2名分を予算として予定しております。奨学資金につきましても、高等学校及び専修学校につきましても、新規で申し込まれる方については2名分、また現在継続してお借りになられている方についての1名分、そして大学及び専修学校につきましては新規を3名分、そして継続の方について4名分を予算として確保しておる状況でございます。

以上です。

（西尾）では、議案第98号について、通告してある件と、それから今気づいたことについて質問させていただきます。

まず、鴻巣市に住民票がない方、例えばDV被害者など他市から逃れて居住していて、住民票を鴻巣市に移していない親子などもこの2つの制度を利用できるのかどうか確認させてください。

それから、もう一つなのですが、今のこの2つの制度の全体の利用状況、9月議会の決算認定の際にもたしか伺ったかもしれないのですけれども、人数をお伺いします。

それから、今気づいたのですが、今回新しく専門課程……

（委員長）西尾綾子委員に申し上げます。

質問は1つずつお願いします。

（西尾）ごめんなさい。では、そこまでで。

(教育部副部長) それでは、1つ目の住民票がない方の件につきまして答弁いたします。

まず、市内への居住や市税完納といった申込人、保証人資格の規定に基づきますと、一般的には本市に住民票がない方への入学準備金の貸付け及び奨学資金の貸与は難しいものと考えます。そのため、代替としましては、日本学生支援機構の奨学金でありますとか、県福祉事務所で行っております母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度等をご案内させていただくこととなります。ただし、住民票の異動とは別に、納税地の変更等の特別な対応をされた方もいらっしゃることから、そのようなご相談があった場合にはまずは個別での対応になるかと考えております。以上です。

(西尾) では次なのですけれども、この2つの制度の貸付けと、それから貸与の条例の全体の利用者数、現時点で構いませんので、お伺いします。

(教育部副部長) まず、令和6年度におきましては、大学及び専修学校の入学準備金としては2件、また高等学校及び専修学校の入学準備金としてやはり2件、計4件に対して貸付けを行っています。なお、入学準備金の貸付けにつきましては、随時で貸付け申請を受け付けておりますが、例年、年度末に向けて申請件数が多くなる傾向があるために、令和7年12月1日現在では、今年度分の申請はゼロ件となっております。また、奨学資金につきましては、こちらについては、令和7年度におきまして大学及び専修学校の学生が4名、また高等学校及び専修学校の生徒1名を奨学生として奨学資金を貸与している状況です。なお、令和7年度の新規申請につきましてはゼロ名でございました。以上でございます。

(西尾) 通告はしていないのですけれども、今のご説明の中に年度末にかけて次年度分の新規の申請が多くなるということだったのですが、今回の条例改正が生きるのは4月1日からなのですね。令和8年4月1日からということは、令和8年度入学の方にはこれは間に合わないということですか。

（教育部副部長）法の改正が令和8年4月1日からとなっておりますので、それに対応するとなりますと今委員さんがおっしゃったとおりのことになるかと思えます。そのように対応することになります。

（西尾）では、令和8年度入学の方は、4月1日以降の申請で大丈夫ですか。受け付けてもらえるということなのでしょうか。

（教育部副部長）令和8年の入学の分に関しましては、令和7年の3月までに申請をしていただくこととなりますので、こちらについては4月以降の申請は受付ができないということになります。

（西尾）ということは、入学準備金については、これは令和9年度から入学の方から該当するということですね。

（教育部副部長）専攻科に関しましてはそのようになります。

（潮田）通告してありますけれども、今前任者が聞いて分かったことはちょっと省きます。

そうすると、通告しているうちの1と2のその利用している人数というのは分かりました。ただ、現在の入学準備金貸付けを受けている人数等は先ほどの答弁で分かったのですけれども、今回のこの改正による場合、先ほどの答弁の言葉の流れからいくと、今回のこの専科というのが高校のほうになるのか、大学のほうになるのか、ちょっと聞いていて分からなかったのです。これって入学準備金の場合、高校のほうとしての入学準備金の対象になるのか、大学のほうの入学準備金の対象になるのかによって金額が違いますので、今回の条例改正によって専科というのは大学のほうになるのか、高校のほうになるのかまず伺います。

（教育部副部長）こちらは、専修学校専門課程を終えた後に専攻科に入っていくこととなりますので、大学及び専修学校のほうの金額に合わせて対応するものとなります。

（潮田）分かりました。

続きまして、2つ目のところで、現在、専修学校に在学の生徒で入学準備金、奨学金貸与を受けている生徒の人数というのも今のは答弁で分かったのですけれども、近年はいたのでしょうか。

（教育部副部長）奨学資金の貸与につきまして、やはり専修学校に関し

て貸与した例につきましては、近年、手元にありますが、令和2年度以降につきましては少なくともございません。大学及び高校に關しての貸与の実績のみでございます。

以上です。

（潮田）次に通告していたのは、令和8年4月から専修学校でも専攻科が設置可能とのことでありますけれども、現時点で学校名が公表はされていないですよ。いろいろ調べたのですけれども、全国的にもまだこれが公表されていないということで。認可校が今後発表されると考えておりますけれども、いつの時点でこの改正を市民に周知をするのか。それによって、ああ、それだったら自分もこっちで借りようかなという方もいるかと思うのですけれども、その周知はどのように行うのか伺います。

（教育部副部長）現在のところ、入学準備金の貸付け及び奨学資金の貸与につきましては、通年で市のホームページへ制度の概要を掲載しております。また、例年、進路選択の時期に合わせて広報の12月号に制度周知の記事を掲載しております。令和7年度におきましても同様に準備中でございます。改正の条例案につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行日と合わせて令和8年4月1日からの施行を考えておりますので、市民への周知につきましても令和8年4月以降に市ホームページにより行うことを予定しております。

なお、市内におきまして、先ほど答弁いたしましたとおり、関東福祉専門学校及び専門学校関東工業自動車大学の両校が専門課程を設置する専修学校になるかと思っておりますが、改正法に基づいた専攻科につきましてはあくまで各専修学校の任意で設置することができるものでございまして、現在、専門課程の修了者が入ることを想定して設置されている専門的な課程を必ずしも専攻科として変更する必要はないこととされておるようなのですが、両校における専攻科の申請状況を伺いつつ、市内の各学校への周知につきましても今後検討してみたいと考えております。

以上です。

（潮田）分かりました。先ほど市内でのところは関東福祉専門学校と関

東自動車大学校ということでありました。市内で対象となるかもしれないというところ。そこですと、今現在、外国籍のお子さんが多く行っているかと思うのですけれども、国籍は問わないという、住民票が鴻巣市内にあればよいということによろしいでしょうか。

（教育部副部長）先ほどの一定の要件を満たしていれば、特に国籍ということに関して要件が入っているものではございませんので、そちらについては要件を満たしておれば大丈夫となります。

（後藤）前任者からの質問で重複する部分を省いて質問いたします。ちょっと基本的な質問であれなのですけれども、この法改正における専攻科の位置づけについて等確認をしたいと思います。もともと多分専門学校と専修学校高等課程と専門課程と一般課程があつて、この法改正で専門課程のうち要件を満たすものが特定専門課程で、その上に専攻科があるのか、何か私の理解ではそんな感じなのですけれども、これでまず正しいのかどうかちょっと確認の意味も含めて質問させていただきます。

（教育部副部長）委員さんおっしゃられたように、改正法におきましては、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校には修業年限1年以上の新課程として専攻科を置くことができるというふうに想定されておるものでございます。

（後藤）この条例の改正をもって、例えば1人の生徒が高校に進んで、その後専門学校専門課程に進んでというか、特定専門課程か、に進んで、その後専攻科に進学するみたいなケースもあると思うのですけれども、この場合、入学準備金は最大何回まで貸付けができるのかと、あと同じく奨学金についても各段階ごとに申請可能なのか確認をさせていただきたいと思います。

（教育部副部長）まず、入学準備金の貸付けにつきましては、高等学校、大学または専修学校に入学を希望する者の保護者となっておりますが、返済としまして、措置期間6か月を除いて高等学校及び専修学校については30か月、大学及び専修学校については42か月の月賦により返済しなければならないことがまず規定されております。生計維持者の死亡、お

亡くなりになられたりだとか、天災等によって返済が不可能と認められる場合を除きまして返済猶予及び免除を受けることができないために、高等学校等から大学等へ進学するまでの期間に入学前に借り受けた入学準備金の返済について完了または完了見込みであることが進学に当たって再度入学準備金を借り受けるための要件となっております。したがって、仮定の話ではございますが、高等学校入学前に入学準備金の貸付けを受けた者については、在学中の3年間で返済の完了を見込むことができれば、専修学校専門課程の入学に当たって再度貸付けの申請をすることが可能となります。しかしながら、大学または専修学校専門課程の入学準備金の返済完了まではこちらは通常4年を要するために、2年制のとか3年制の専門課程の場合においては修業中に繰上げ返済をしない限りは専攻科の入学に当たって通算3回目の入学準備金の貸付けを受けることが不可ということになるかと考えております。

以上です。

（芝罘）すみません、1つだけ。

利用者に対しての告知、案内等をホームページ、SNS、広報以外で何を考えられるか、やっていくのかお聞きします。

（教育部副部長）現状では、先ほど答弁させていただいたものを行う予定で進めているところでございます。今委員のほうからお話がありました方法につきましては、今後考えて検討してみたいと思います。

（諏訪）では、1点だけ質問させてください。

大変複雑な内容のような気がするのですがけれども、金利は何%なのかということと、それから最高額、限度額は幾らまで借りられるのか、あとは借りるための子の保護者の所得制限などがあるのかどうかを伺います。

（教育部副部長）入学準備金及び奨学資金につきましては、こちらは無利子となります。また、貸付けの限度額につきましては、入学準備金については高等学校、専修学校が20万円、大学、短期大学、専修学校の専門課程につきましては40万円となります。奨学資金の貸与制度につきましては、貸付限度額については、高等学校、専修学校につきましては月額

1万円、大学、短期大学、専修学校専門課程につきましては2万円となっております。

(すみません、休憩をの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時25分)

◇

(開議 午前9時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育部副部長) 所得制限につきましては、ございます。

(委員長) ほかに質疑はありますか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 鴻巣市入学準備金貸付条例及び鴻巣市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第99号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条

例につきましてご説明申し上げます。

資料を御覧ください。この改正は、鴻巣市吹上富士見ゲートボール場の土地について、地権者から借用して利用しておりましたが、土地を地権者に返還することとなったため、吹上富士見ゲートボール場を廃止する改正を行うものです。

改定時期につきましては、施行日を令和8年2月1日といたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（西尾）では、議案第99号について2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、来年の2月1日からもう使えなくなるということだと思うのですけれども、ちょっと急な話かなと思っておりまして、ふだん利用されている市民の方々への通知はいつからどのようにする予定なのでしょうか。

（スポーツ課長）まず、12月議会に令和8年1月31日をもってゲートボール場を廃止するための鴻巣市体育施設条例改正案を上程し、承認されれば、現地への掲示や広報、ホームページ等による周知を行います。利用者につきましては、鴻巣市体育施設条例改正案を上程し、承認されてはおりませんが、利用予約申請の関係もございまして、11月上旬にゲートボール場に職員が出向き、定期的に利用されている全ての団体の方々に、地権者からの返却の申出があり、12月市議会定例会へゲートボール場の廃止の条例改正案を提出をする旨説明をさせていただいております。

以上です。

（西尾）これは相手方のある問題なので、市独自で単独でどうこうできるということではないと思うのですけれども、今後、今のこのゲートボール場、実際はグラウンドゴルフ場に使われている方が多いということなのですが、ここに代わる場所として地域の方々が今ぐらいの距離感で行けるような場所というのはどこにあるのでしょうか。

（スポーツ課長）代替案としましては、まずスポーツ課で所管する吹上

総合運動場、コスモスアリーナ横のソフトボール場及び軟式野球場、また吹上荒川総合運動公園、こちらは河川敷になりますけれども、多目的グラウンド等においてを提案できればと考えております。しかしながら、こちらですとやはり距離もございますので、スポーツ課の施設ではございませんが、ゲートボール場の近隣にございます富士見公園、こちらについてもグラウンドゴルフを既にやられている団体も多数ございます。こちらのほうもご案内できればということで想定しております。

以上です。

(西尾) そうしますと、既存の施設、今の最後におっしゃった富士見公園、既にもう使われている方々がいらっしゃるということなのですが、今回の条例の変更で吹上富士見ゲートボール場がなくなると、その分ほかの既存の施設の利用者が増えて、利用の競争率が上がるのかなと考えるのですが、実際はどうなのでしょう。使いたいのになんか使っていない方々が使いつらくなってしまったとか、新しくそこを使いたいという方々がなかなか予約は取れないとか、混み具合というのはどんな感じなのでしょう。

(スポーツ課長) 現在、都市公園法で管理している、都市計画課の管理にはなるのですけれども、そちらに関しましては、やはり今委員がおっしゃられたとおり利用者はおりますけれども、今現在も皆さん割り振りを決めて利用されているような状況でございます。また、職員がゲートボール場に説明に行ったときにも、ゲートボール場で利用されていて、また公園でもチームに入ってやられているという、どちらも一緒にやっている方も中にはいらっしゃいますので、限られた施設にはなりますけれども、その辺はうまく調整をしていただいて、限られた施設ですので、その辺をうまく利用していただくというようなご案内、または必要に応じては学校開放施設、小学校等でグラウンドゴルフをやられている団体もございますので、そちらもこちらのほうで紹介できればということで考えております。

以上です。

(西尾) 今、吹上富士見ゲートボール場を利用されている団体に今後、

今も含めてヒアリングというか、アンケート調査を行って、このゲートボール場がなくなった場合の後の状況とかも含めて聞き取り調査を行うというような予定はありますでしょうか。

(スポーツ課長) 利用者のことを考えると必要かと思います。現在のところは、まずは空いている施設をご確認いただいているということで考えておりますので、今のところそのような考えはございません。以上です。

(潮田) 議案第99号の鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例のところでありますけれども、まずこれの面積と借用金額、何年契約だったのかをまず伺います。

(スポーツ課長) まず、面積につきましては1,701平米の面積になっておりまして、借用金額、こちらにつきましては無償でお借りしている状況でございます。

以上です。

(潮田) そうすると、借地公園みたいな形で、スポーツ課だからちょっとまた名称違うと思うのですがけれども、固定資産税の減免のほかに土地所有者にこの30年間何かメリットはあったのでしょうか。

(スポーツ課長) まず、1,701平米ということで広大な広さになります。そう考えますと、夏場の時期等はやはり管理をしないとかなり草が生えてしまうような状況で、地権者にしますとその辺の除草作業もかなり大変だったと思われれます。その辺の維持管理を全て借り受けている市のほうで行っておりますので、その辺がメリットだったかと考えております。以上です。

(潮田) 分かりました。今回、これは所有者のほうからの申出であって、それに市としては応じる以外の選択はないということよろしいでしょうか。

(スポーツ課長) 契約を結びまして使わせていただいているところもございませぬ。ですので、契約の中でもその辺は地権者の申出により契約解除ということもうたわれておりますので、地権者のご意向ということで今回廃止するような方向で今進めさせていただいております。

以上です。

（潮田）そうしますと、市内でもそういった同じように借地の上に行っているスポーツ施設というのは、もしも同じようなことが今後あった場合に今回と同じようなことになるかと思うのですけれども、借地でのほかのスポーツ施設は幾つぐらい市内であるのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えいたします。

借地でスポーツとしております施設は、3つ施設ございます。まず、吹上富士見テニスコート、2つ目、天神テニスコート、3つ目が総合体育館の駐車場の一部、この3か所借用しております。

以上です。

（潮田）そういったところも固定資産税の減免は行う、なおかつそこを借りている以上草刈り等の整備は行うという、条件的には同じということではよろしいでしょうか。

（スポーツ課長）委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

（潮田）今回、所有者のほうに返還をするということになると、当然ながら借用でありましたので、原状回復をする必要があるかと思えます。そうすると、その原状回復にかかる費用とか、または当然工事とかによっては時間のかかるものもあるかなと思うのですけれども、まず費用についてどのぐらいかかるということが想定されるのか伺います。

（スポーツ課長）こちらにつきましては、今地権者のほうと、地権者のご家族の方と協議をしておりますので、まだどういう方向でというようなことが確定していないということですので、その辺が今精査して、その内容を受けて今後私どものほうでどこまで原状回復が必要かということ判断して金額等も出てくるかと思えます。そうなった場合は、関係部署と調整をしていくような方向で現在のところは考えております。

以上です。

（潮田）地権者とこれから協議ということでもありますので、確定的なこととは言えないと思うのですけれども、想定される、例えば水はけの関係だったりとか、どういった部分で原状回復する必要が起これるようなもの

なのでしょうか。

(スポーツ課長) 私ども何度か足を運んで現場のほう確認をしました。現在ゲートボール場にあるのは、物置が2つ、こちらは当然のことながら撤去。あと、トイレがございます。こちらも撤去させていただいて。あと、公共施設で利用しておりますので、富士見ゲートボール場という看板も、こちらも撤去させていただくような考えで。地権者と何度かお会いしているときにこの辺まではということで、あと考えられますのがフェンス、こちらも撤去していただきたいかなということで地権者からは話をいただいております。また、その一部に町内会が設置している看板がございますので、当然のことながらそちらも撤去になるのですけれども、こちらにつきましては地元町内会のほうで撤去費用等は負担していただくことで、町内会にもお話はもう既にさせていただいております。現在のところですが、そのような感じで話はいただいているのですけれども、まだ確定はしておりませんので、確定し次第、先ほど申し上げたとおり、金額等について協議してまいりたいと考えております。以上です。

(潮田) そうすると、今、建物、トイレ、看板、フェンス、町内会の設置看板ということ。その町内会のほうの設置看板は町内会でやるとして、いわゆる建物としての構造物ではなくて、トイレとかというのも仮設だと思えるのですけれども、構造物をそこに、借地だというところに造っていたというのではなくて、置いてあったということによろしいのでしょうか。

(スポーツ課長) 委員のおっしゃるとおりです。以上です。

(西尾) すみません。再び申し訳ありません。1点確認なのですけれども、この土地の固定資産税はもちろん市ではなくて、貸してくださった方が今まで払っていたという認識でよろしいでしょうか。

(スポーツ課長) お答えいたします。こちらにつきましては、鴻巣市市税条例第71条第1項の規定により、公益のために直接占用する固定資産ということになりますので、こちらは

免除でお借りしている状況です。

以上です。

（諏訪）では、通告していないのですけれども、お伺いしたいと思えます。

現在、地権者のご家族の方と協議が行われているということなのですが、この地域はすぐ近くに吹上中学校、あと住宅街ということで、大変土地としては利用価値があるのかなと思うのですけれども、地権者の方がここを市に買ってくださいますというようなご意向があるのかどうか伺いたいと思います。

（スポーツ課長）お答えいたします。

まず、この話が地権者のご家族から来たときが、7月の末にまず市で買取りはしていただけませんかということで相談は来ました。このことを受けまして、教育部等で協議をしまして、検討したのですけれども、路線価または面積等を踏まえて、金額的に約1億弱、これはあくまでも概算なのですけれども、ということでありまして、また無料の施設であるということ踏まえて、また利用団体、費用対効果も鑑みまして、ちょっと買取りは難しいということで、その旨地権者のご家族にはお話をさせていただいたところがございます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、そもそも地権者のご家族の方のご意向としては、もしできたら市に買ってほしいというようなご意向があったということで、そこから話がスタートしているということでしょうか。

（スポーツ課長）委員のおっしゃるとおりです。

（諏訪）このゲートボール場が一時利用ができないときも何度かあったようなのです。そのときに、利用されている方、総合グラウンドだとか使われていた時期があったというふうに伺っております。そのときに、いわゆるゲートボールやパークゴルフとして使うような地面ではなかったもので、大変苦労されたと。例えば草が生えているとか、凸凹しているということで、スポーツに非常に不向きなところだったというふうに伺っております。今回、このゲートボール場を閉めることによって、代案

としましては富士見公園、ここは既にパークゴルフでご利用されているということなのですが、コスモスアリーナなどはちょっと不向きなのかなという感じを利用されている方から伺っておりますけれども、そういった点についてはどのようにお考えがあるか。

(スポーツ課長) 実際ゲートボール場をお貸ししていたときに、あそこは真っ平らで整備もされておる関係で、ほかの施設についても整備等も行っておりますので、現在お貸ししていたときに苦情等は特にうちのほうにもなかったのですけれども、やはり同じような感じで他の施設も使えるとうちのほうは捉えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論ありませんね。討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第99号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について、執行部の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更につきましてご説明申し上げます。

資料を御覧ください。公の施設の指定管理者の指定期間の変更については、鴻巣市吹上富士見ゲートボール場の廃止に伴い、指定管理の期間を変更し、令和8年1月31日をもって指定管理者による管理を終了するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。質疑はないですか。

(芝寄) では、1点だけ。

期間が短くなったということで、契約金額というか、その変更はどのようになっていくのか。通告していなかったのですけれども、答えられるようでしたらお願いします。

(スポーツ課長) 委員のご質問のとおり、施設が減少することによって変更が指定管理に対して発生するのかですけれども、こちらにつきまして、今担当の指定管理とは協議をしております。しかし、現状では、除草作業や整地等の軽作業中心ですので、現状経費はかかっていますけれども、それほど膨大な金額は現在かかっていない状況でございます。しかしながら、この辺につきましては今後、指定管理者と協議を行っていくようなことで考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第100号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

そろそろ1時間たちますので、ちょっと暫時休憩したいと思います。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時50分)



(開議 午前10時05分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(西尾) では、議案第104号について幾つか質問させていただきます。通告してあるものを主に質問させていただきます。

まず、6ページの債務負担行為は分かったので飛ばします。17ページの障がい福祉課、障害者自立支援給付事業の償還金利子及び割引料の返還金172万2,000円なのですが、先ほどの説明で、事業所による過大請求があったので返還金が生じたということだったのですけれども、もう少し具体的にお伺いします。過大請求した事業所の数と、過大請求の件数と、それぞれの過大請求の金額、それから過大請求の理由、これをお伺いしたいです。お願いします。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 今の過大請求がありました事業所は、まず1つです。こちら株式会社恵というところが運営しております障害者のグループホームとなっております。先ほど経緯は、もともとこちらのほうのグループホームにおいて食材料費の過大徴収を法人が組織的に行っていたことに監査が入りまして、介護給付費の自主点検を行っ

たところ請求に誤りがあったということが判明し、6年度に自主返納されたというものになっております。その自主返納されたものに関しましては、令和2年度、3年度、4年度、5年度に関してのものが返還されたことに、過年度分というところが返還の対象となっている状況になっています。すみません、合計金額でしか把握していなかったのもので、各年度の金額というのをちょっと今すぐ算出できない状況で申し訳ありません。全体としますと、返納された金額というのは229万5,903円というのが市のほうに返還されました。それに関しまして、国2分の1、県4分の1というところを返還というところで、今回補正を上げさせていただいた172万2,000円というところを返還させていただくというところになります。

ちなみに、すみません、答弁漏れがありました。どんな内容でというようなところがありましたけれども、内容的には請求が誤っていたというところは、人員の配置体制の加算、夜間職員加配加算、あと処遇改善加算というところで誤りがあったというところで返還がありましたという状況で、それをさらに国、県のほうに返還する形となります。

以上です。

(西尾) 確かに今ご説明のあった株式会社恵の食材費の過大請求については、たしか大分前に新聞報道もされております。そのときに私も常任委員会で質問した記憶があるのですが、たしか行政指導が入って、指定取消し処分になるかと思うのです。令和8年から令和9年ぐらいにそれが本市のほうに関わっている恵の事業所はその期日が来ると思うのですが、実際の通所されている当事者の方々の今後の行き先、受入先、それについては市のほうで対応しているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 株式会社恵が運営するグループホームふわふわ鴻巣というところがあったのですが、そちらについては令和7年3月1日付でイノベルヘルスケア株式会社に事業譲渡され、グループホームイノベル鴻巣が新たに指定されております。また、令和6年4月時点におけるグループホームふわふわ利用者、鴻巣、桶川の方なのですが、のうち5名は引き続き同グループホームで生活を継続、

1名は令和6年8月にほかのグループホームへ転居しているという状況です。

以上です。

(西尾)では、次に参ります。

19ページの子育て支援課の児童手当支給事業なのですが、返還金65万4,000円、9月議会でやはり返還金が生じておって、このときには当初見込み14万6,247円に対して実績が14万1,994人とのことだったのですが、今回さらにその見込みを下回ったということでしょうか。その際の具体的な実績人数お伺いします。

(子育て支援課長)お答えします。

今回計上した返還金につきましては、令和6年度に実施した児童手当制度、制度改正に際してかかった事務費等に関して国から交付された補助金、令和6年度(令和5年度からの繰越し分)子ども・子育て支援事業費補助金に対する返還金となりますので、9月議会で報告をした実績の人数には変更はございません。

以上です。

(西尾)では、21ページの学校支援課教育支援センター管理運営事業の樹木剪定伐採業務委託料と、これまとめてでもいいでしょうか。教育総務課の樹木剪定伐採業務委託料です。先ほど枯損木というご説明が両方ともあったのですが、これはクビアカツヤカミキリの被害に遭っている桜が結構、市内の公園の桜とかもかなり枯れていて、市民の方からもう枝が危ないとかいうお声も聞きまして、結構かなりやられていると思うのですが、全てこれはクビアカツヤカミキリの被害に遭っている桜への対応ということなのでしょうか。

(学校支援課教育支援センター所長)教育支援センターのほうですが、こちら委員おっしゃるとおり、クビアカツヤカミキリの被害によって枯れてしまった木になります。

(教育総務課長)教育総務課の予算につきましても、こちら3小学校の分ということになるのですけれども、同様にクビアカツヤカミキリの食害の影響で枯損木となった木となっております。

以上です。

（西尾）そうしますと、教育支援センターのほうは分かったのですが、小学校のほう、今回田間宮、北、箕田の3小学校ということなのですが、市内のほかの小学校、それから中学校も桜がありますが、これらは今後どう対応していくのでしょうか。

（教育総務課長）今後なのですけれども、やはり学校の、今多いのが学校から包括管理業務の委託業者のほうに連絡が行きまして、そこで伐採が必要かどうかとか、そういった流れで判断を行っております。そこで伐採となってまいりましたら、その都度、その都度こちらのほう対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

（西尾）すみません。かなり思った以上にクビアカツヤカミキリの被害が進んでいるのが早いなという感じがしますので、ぜひ今後は子どもたちに被害が及ばないように、危なくないように、スピード感を持って対応していただけるのかどうかお伺いします。

（教育総務課長）こちらとしましても、やはり子どもたち、児童生徒に事故、けが等がないよう、状況を確認して早急な対応とかということで、判断して進めていきたいと考えております。

以上です。

（西尾）もう一件最後にクビアカツヤカミキリの件についてなのですが、桜の古木は、老木のほうは被害に遭ってしまったらもう再生なかなか難しいので、伐採するしかないのかなと思うのですが、併せて若い桜の苗木を植樹していくということも並行して行わなければいけないのかなと思うのですけれども、そういった対応は考えていますでしょうか。

（教育総務課長）今回、クビアカツヤカミキリの影響で伐採ということで、そちらの対応等の課が環境課ということにもなっておりますので、今後につきましてはそういったクビアカツヤカミキリの状況、そういったのを見ながら、ちょっとまた環境課と相談しながら考えていきたいと考えております。

以上です。

(西尾) では、21ページと23ページ、これまとめて質問させていただきます。

教育総務課で、1つは小学校ICT環境整備事業の器具等修繕料、こちらは121台の学習者用端末の修繕費ということでした。23ページの同じく教育総務課、中学校教育ICT環境整備事業、器具等修繕料、こちらは学習者用端末60台分の修繕料ということでした。今回は学習者用端末の修繕ということなのですから、一番多いのはどういった破損なのでしょう。

(教育総務課長) 今破損が多いのがパソコンのヒンジの部分、こちらディスプレイとキーボードがあって、ここの接続部分ですか、そちらの破損が多いような状況です。

以上です。

(西尾) パソコンの本体、キーボードとディスプレイのヒンジの部分の破損が多いということなのですから、これはなぜそこが破損しやすいのでしょうか。折り曲げてタブレットにして使うという仕様になっているからなのでしょう。何か破損の原因が考えられるものはあるのでしょうか。

(教育総務課長) 破損の原因として考えられるものとして、そちらのパソコンも授業の中で、パソコンが写真を撮れるような機能もありまして、そちらを広げて写真を撮ったりとかということも行っていると聞いております。また、開け閉めとかということで、経年劣化によって弱ってきたりということが考えられます。あと、落下とかということでしたり、その際に破損ということも確認しております。

以上です。

(芝罘) では、もう説明で大体分かったので、1点だけ。では、何ページかわたっている光熱費についてお伺いします。

各施設ともいろいろとも、当初予算からすると、かなりこれ計算するのは難しいのはよく分かるのですけれども、各施設の契約電力によっても全然違うし、ちょっと全体的に全部増えているので、確認のため、契約

電力量がまず単価が上がったのか、もしくは施設の使用料全体が上がってこれだけの追加が出てくるのか、まずそこを確認させてください。

すみません。いろんな設備があるから、どこに質問していいかちょっと分からないので。全体的なものなので、これはどなたが答えられるかちょっと私も分かりません。

(委員長) 分かりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時41分)



(開議 午前10時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(芝寄) 先ほどの質問の補足で、各施設ごとの、当初予算から追加になった理由を各施設ごとご説明お願いいたします。

(委員長) ということで、よろしくをお願いいたします。教育委員会さんからお願いいたします。

(学校支援課教育支援センター所長) 教育支援センターのほうから説明させていただきます。

ふるさと館のほうもなのですが、教育支援センターのほうも契約電力というのは主契約というのが当月を含む過去12か月の最大需要電力で最も大きい値という形になります。教育支援センターのほうにつきましては、移転した8月からではあるのですが、4月から8月分までのものも過去1年分のものが最大需要電力ということで、旧小谷小学校で使用していた時代のとき、昨年度の9月とかが最大需要電力ということでなっておりますので、そういう値から電力のほうは4月から8月分も、使っていなかったときも含めての電力が契約の値となっておりますので、そういうところも影響しているかと思えます。

以上です。

(教育総務課中学校給食センター所長) 中学校給食センターですけれども、中学校給食センター調理室で使用している空調機は都市ガスを使用しており、冷風をつくっております。今年は、夏場の気温上昇により空

調機の使用が増え、都市ガス使用料金が増加したのになります。

以上です。

（生涯学習課長）図書館のほうですけれども、昨今物価高騰が叫ばれております。また、燃料価格等も上昇しているというところ、また地球の温暖化等により夏場に記録的な猛暑が続いているというようなお話を伺っております。去年は、東京都心でも23日、年間日数で過去最多、10日間、過去最長というようなお話も伺っております。需用費ともに使用料、電気の使用の量のほうも実際増えているというところと、あと昨年につきましては政府の補助が出ていた月もございましたので、それと比較して、政府の補助が出ているときは、一概には言えないのですけれども、昨年よりも価格的には若干、100%を超えるようなことはなかったのですけれども、実際価格高騰等もありましたので、補助が出ているときも昨年、その前の年よりも実際に金額で増えているという月もございました。これらの予測がつかなかったというところで、今回の増額補正ということになりました。

以上です。

（諏訪）では、2点通告してあります。申し訳ありません。1点追加になりましたが。

まず1点目なのですけれども、17ページの介護保険課、難聴高齢者補聴器購入費の扶助でございます。申請者が大分増えているということでございますけれども、まず1点目としまして申請者数、数ですね、人数をまずいただきたいと思えます。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

令和5年度は申請者数が151人で、交付者数が122人、令和6年度は申請者数172人で、交付者数は137人、令和7年度は11月末時点の申請者数118人で、交付者数は100人となっております。

以上です。

（諏訪）ただいま申請する方と交付する方の人数をお伺いしたのですけれども、交付されない方々の理由と伺いますか、それはどんなものが多いのでしょうか、伺います。

(介護保険課副参事) お答えします。

補聴器自体が高額となることや調整に時間がかかることなどから、申請決定後に購入しない場合があるようです。

以上です。

(諏訪) そうしますと、申請そのものを取り下げたということではないのでしょうか、伺います。

(介護保険課副参事) お答えします。

取下げのほうには至っておりません。

以上です。

(諏訪) 申請から交付までの日数を伺います。

(介護保険課副参事) お答えします。

申請にかかる日数は、通常、申請受付日から2週間以内に申請決定通知を発送しております。

以上です。

(諏訪) では、通告していなかったのですけれども、19ページでございます。一番下の障がい児の給付なののですけれども、通所の給付ですね、こちらのほうが、ご説明では報酬が上がったということなのですが、すみません、ちょっとこの報酬はどのくらい上がったのかまず伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時49分)



(開議 午前11時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諏訪三津枝委員に申し上げます。今の質問をもう一度ページ数を言っていたら質問していただけるとありがたいので、よろしく願いいたします。

(諏訪) ページは17ページです。そして、一番上の障がい福祉課、障害児通所給付事業の6,817万9,000円、これ増加だということだったので

が、その中の一つとして報酬改定があったと伺いましたので、どんな報酬改定だったのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）申し訳ありません。報酬改定のものの資料を今持ち合わせていないので、調べさせていただいて、もう少ししましたらちょっと報告させていただきます。

以上です。

（諏訪）では、21ページ、22ページです。先ほど前任者も聞いていました教育総務課のICT環境整備事業、小学校と中学校でございます。こちらのほうが故障の原因としては開け閉めが頻繁化していて、そしてタブレットのキーボードとディスプレイのところが故障するのが多いということだったのですけれども、まずその修繕のための日数、どのぐらい日数がかかるのかを伺いたいと思います。

（教育総務課長）日数についてなのですけれども、実際その故障の具合とか、そういった状況によって、一律何日とかというのはちょっと決まっていなくて、その状況によって変わってくるような状況です。

以上です。

（諏訪）そうしますと、個々に修繕完了する日数が違うということになるかと思うのですけれども、子どもたちがその間タブレットを使えないという状況になるわけですか、確認します。

（教育総務課長）そういった故障の際、修理している、出した際なのですけれども、各学校に予備機のほうを配備しておりまして、そちらと、予備機を使用していただくような形で1人1台の環境を維持しているような状況です。

以上です。

（諏訪）故障の台数とその予備機の台数というのは、ちょうどうまく予備が使える状況になっているのかどうか伺いたいと思います。

（教育総務課長）予備機についてなのですけれども、こちらのほうで定期的に各学校の予備機のほう確認のほうをしておりまして、そちらの台数等を確認しながら、その予備機が切らさないよう対応していたりしております。その際に、修繕につきましても職員で、最近なのですけれ

ども、対応していたり、対応できるものは対応して、随時学校のほうに配備しているような状況です。

以上です。

（諏訪） そうしますと、修繕中に子どもさんがタブレットを使えない時間帯、時期がないと思ってよろしいですか。

（教育総務課長） そういった1人1台配備するようにこちらのほうも努めておるような状況です。

以上です。

（諏訪） 努めていても、でも実際には新学期始まってすぐにタブレットが使えない子どもさんが何人もいるというのは私も伺っているのです。その使えない期間、子どもさんは自宅学習でタブレットが使えないので、プリントを出されて、プリントで宿題をやったというのを伺っています。ですので、各学校からそういった状況があったのか、なかったのかやはりきちんと確認をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（教育総務課長） 児童生徒の端末なのですけれども、学校のほうからもう予備機がなくなったりとかということで随時連絡のほうは入ったりというのもあったりもします。その際は、各学校、ほかの学校とかですか、予備費のほうの何台余っているとか、ちょっとその台数を見ながら、余っている学校から引き上げてそういった足りないところに配備したりとかというのもして何とか対応しています。その中で、どうしても配備できないという時期もあったりというのもちょっと確認とかもできたりするのですけれども、その際は例えば学校とかでも常に1人の端末のほうを使っていない、例えば隣同士の使ったりとか、ちょっとそういった対応を確認したりしております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、教育委員会にもその使えなかった子どもさん、そういった時期があったというのは報告があったということでもよろしいですか。

（教育総務課長） ちょっと1人1台配備できない時期、ないというのもあったりしますが、その期間が長くないようこちらのほうも対応の

ほうをして、1人1台の配備のほうで対応をしているような状況です。
以上です。

（諏訪）今回の補正予算を見ますと、大体1台5万円ぐらいの修繕費がかかると思ってよろしいのでしょうか。

（教育総務課長）今回も今1台約5万円ぐらいの修繕費を見込んで見積りを取りまして、5万円ぐらいということで見込んでおります。
以上です。

（潮田）通告をしてあったもののうち多くが前任者が聞いてくれましたので、そこに関連して、ちょっと違う内容になりますけれども、質問したいと思います。

6ページにあります債務負担行為の小中学校ICT環境整備延長業務の詳細についてですけれども、これについては詳細、今やっているものが1年延長になるということでございましたけれども、この1年延長に際して、今までの5年間を遡って新たな何か提案というものはしていく方向なのでしょうか、伺います。

（生涯学習課長）今回1年間延長するに当たりまして、新たなものは、追加とか提案とかということではしてはおりません。
以上です。

（潮田）新たな提案はないということは、今回の5年間で何も困るようなことは起きなかったということによろしいのでしょうか。

（教育総務課長）この5年間で困った部分ということで提案しなかったということなのですからけれども、困っているというのもやはり子どもの端末の台数の、故障の関係で修繕とかの対応とかで困っている部分があるのですけれども、そちらの修繕につきましては別途予算を組んで対応していければと今考えております。

以上です。

（潮田）これに関しては、午後また勉強会をやりますので、そのときに細かくお聞きをしたいと思います。

すみません、続きまして15ページ、ふるさと館管理運営事業のところです。このふるさと館管理運営事業の光熱水費、本会議での質問でも、結

局このふるさと館管理運営事業のところは図書館もひまわり荘も、全体の光熱水費ということでありましたけれども、それぞれの光熱水費の金額は算出できるのか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長）お答えします。

それぞれでは分かれていないので、一括となっております。電気点検をしている業者に確認したところ、全体を10割と見たときには図書館が六、七割で、ひまわり荘が2割ぐらい、旧教育支援センターのほうは1割ぐらいというような形では話はあったのですが、分かれてはいないので、全体での金額になります。

以上です。

（潮田）そうすると、でもそれぞれこれみんな部も違うし課も違うしというところになるのですけれども、これがふるさと館としての、学校支援課がやっているということになります。教育支援センターがやっているということになります。教育支援センターは小谷小のほうに8月から移っておりますので、小谷小のほうでの補正の光熱水費のほうも別に予算立てが今回も補正で出ておりますので、今後このふるさと館のこういったものがこのままずっと学校支援課になるという方向で、令和7年度についてはこのままの形でやっていくということになるのか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長）お答えします。

令和7年度につきましては、このままの予定です。

以上です。

（潮田）そうすると、実際には市の予算の関係、これはここに聞いても仕方がないのかな、何か学校のほうでの予算のほうで取られてしまうのが何かどうも。実際にはひまわり荘とかは介護保険課のほうになるわけで、けれどもそれが基本的には学校のほうの予算、教育委員会のほうからの予算ということになるのでしょうか。それをちょっと確認をしたいと思います。

（学校支援課教育支援センター所長）（副参事級）今年度につきましては、今の状況で同じになります。

(潮田) 再度確認いたします。

そうすると、このふるさと館には今後は教育からのお金は出ないということによろしいですか。または、そこに少し機能が残る形。何か教育のほうに関わるようなものというのが残るのでしたっけ。確認です。

(生涯学習課長) お答えします。

旧教育支援センターにつきましては、生涯学習課のほうで市内に点在する文化財の集約等も今後予定しておりますので、今後については生涯学習課のほうで全体を見るような形かなというふうに考えております。

以上です。

(潮田) そうすると、今ふるさと館の管理運営については学校支援課だけれども、それがそのまま生涯学習課になって、図書館の部分もひまわり荘の部分も光熱水費等はそこからという形になる、あくまでもこれは教育のほうからの支出であるという計上のされ方ということなのでしょうか。

(生涯学習課長) すみません。予算のほうなのですけれども、教育費ではなく総務費のほうから出ているというような形になると思います。それと併せて、先ほどセンター長のほうからお話ありましたように、個々に施設に子メーターがついていないものですから、今全体としてどちらかの課が代表というのでしょうか、で対応するというようなことで、今後も同じような状況になるというふうに考えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

それでは、17ページのほうの、通告してあるのが17ページの在宅重度心身障害者手当、この受給者数と、この受給者数につきましては年代別に分かれば教えていただきたいと思います。今回の補正分の人数も併せてお願いしたいと思います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

受給者数、年内での見込みということで申し上げますと、19歳以下が171名で約15%、ちょっとくくらせていただきますけれども、20代から40代が359人で約31%、50代から70代が540人で約46%、80歳以上が100人

で約8%と見込んでおります。補正分の人数としますと、計42人分を見込んでおります。

以上です。

(潮田) そうすると、補正が42人ということで、今答弁にありましたけれども、これの割合というのも今示していただきました各年代と同じような構成ということになるのでしょうか。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) イメージ的にはそのとおりになります。各年代で人数のほう申し上げたほうがよろしいですか。まず、ゼロから9歳が74、10から19が97、20から29が128、30から39が113、40から49が118、50から59が159、60から69が182、70から79が199、80から89が86、90から99が14、計1,170名ということで見込んでおります。

以上です。

(潮田) 申し訳ありません。私の理解力が弱いのかな。これ最初に言っていたいただいたほうの数字と今の1,170人って、すみません、どう違うのですか。すみません、もう一回ちょっと説明をお願いいたします。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 当初答弁させていただいたのが、各年代で細かくお話しするのが何か分かりづらいかかと、逆に分かりづらくなってしまったのですけれども、それを19歳以下ですとか20歳から40歳以下の人数をまとめてただパーセントにしたという、ちょっとざっくりしたようなお話をさせていただいてしまいました。申し訳ありません。今の人数で、それぞれ年代を足したというふうなところがそれぞれの人数の割合ということで、あまり、正直言いますとパーセンテージ的には特に何も無いというような状況です。

以上です。

(潮田) そうすると、この手当のほうは1人5,000円でしたっけ。すみません、この金額を確認いたします。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) 月額5,000円でございます。

以上です。

(潮田) これって該当されるであろう人数から実際に受給している人の人数って、申請がなければ行政としてはやりようがないと思うのですけ

れども、数値的には合っているのでしょうか。もしかして知らなくて申請をしていないという場合がありますかと思っております。そこら辺はどんな状況か伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）窓口では、手帳取得の際にこちらの手当のお話もさせていただいております。実際登録者数で見ますと、もう少し多い人数を見込んでおります。実際そこの方の中には所得オーバーですか、そういうところで実際には支給に至らない方もいらっしゃると思いますが、基本的には手帳取得の際にこの手当のご案内もしているというところがございますので、基本的には漏れはないのではないかなというようところで考えております。

以上です。

（潮田）分かりました。

次のところの重度心身障害者医療のほうの給付増の傾向については、先ほどの説明で分かりました。

次の障害者サポート助成事業のところですが、これを実際請け負ってくれている事業者は市内に幾つありますでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）市内業者ですと、7団体でございます。

以上です。

（潮田）私の認識不足かもしれないのですが、今まで障害者生活サポート事業扶助でこの時期にこういった増額ってあんまりなかったかなというふうに思うのですが、今までの近年の傾向はどのようでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）近年、令和4年の決算額が約900万円、令和5年の決算額が約980万円（P. 32「約918万円」に発言訂正）、令和6年度の決算が993万円というところでしたが、今回見込んでおりますのが1,168万円ということで、やはり予想以上に伸びてしまったというような状況があるところです。

以上です。

訂正をお願いします。令和5年度の決算額は約918万円でございます。

失礼しました。

（潮田）分かりました。サービスを使えることを知った方が増えたのかなというふうにも思うのですけれども、分かりました。

続きまして、17ページ、重度心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア、この補助金の詳細、特にどのような部分が増となったのか伺います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）こちらは、超重症心身障害者2名の障がい福祉サービス、短期入所、ショートステイの利用日数が増加しております。補助金は、ショートステイを実施した事業者に対して、1日の利用時間に限らず、日数により日額2万円を交付しております。また、重症心身障害児1名と重症心身障害者1名のショートステイの利用が8月頃から新たに始まったため増加見込みとなっております。

以上です。

（潮田）分かりました。

次に、同じく17ページ、難聴高齢者補聴器の件ですけれども、これって、先ほど前任者も何人か質問しておりましたので、全体の今までの受給者というか、それを扶助受けた方の人数等は分かったのですけれども、これについては鴻巣市は全部一般財源ですけれども、これを国のいろんな制度を使っている自治体もあるかと思うのですけれども、そういった一般財源だけではなくて、国とか県とか、そういったような制度を使うというようなことは本市としては考えていないのか伺います。

（介護保険課副参事）お答えします。

難聴高齢者補聴器購入費扶助につきましては、基本的に各自治体とも一般財源で対応しております。インセンティブの交付金を活用している自治体もありますけれども、埼玉県内では補聴器購入費扶助自体にこの交付金を充てている自治体はないと伺っております。

他の交付金を使うことについてはなのですけれども、今考えられるのにつきましてもインセンティブの交付金なのですけれども、こちらの交付金を使うことにつきましては、法定外のものであるということ、それから国の財政状況が影響し固定額ではないということ、そういったことを踏

まえまして慎重に対応する必要があると考えております。各活用自治体の事例等の情報収集に努めて、活用の方法につきまして考えていきたいと考えております。

(潮田) すみません、ありがとうございます。これについては、私も相模原市だったり、または新潟県がすごく県としても進めているらしくて、認知症予防とかという観点でもいろいろやっているかなというふうに思うので、これから情報収集をお願いしたいと思います。分かりました。19ページの障害児通所給付費のところ、今回6,800万円増となっております。利用人数が増えたのか、利用回数、実際にはこれ日数になると思うのですけれども、それが増えたのか、また通所施設の詳細も分かれば。あと、高額の方だと月額幾らぐらいの方がいらっしゃるのか伺います。

(健康福祉部参事兼障がい福祉課長) お答えします。

まず、利用人数が増えたのか、また回数が増えたのかというところですが、日数というところでお答えさせていただきます。利用人数については、令和6年度522人が実利用人数でありましたが、36人増の558人の利用を見込んでおります。

続いて、利用回数、日数のところですが、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、令和6年度、7年度の10月利用分までを対象に、利用者1名当たりの月平均の利用日数を比較しております。その結果、児童発達支援につきましては、令和6年度が6.0日、令和7年度が6.1日、放課後等デイサービスについては令和6年度が11.0日、令和7年度につきましては10.4日となっております。利用日数において大きな増減は見られないというところになっております。お話しさせていただいた中で、放デイのほうで、放課後等デイサービスのほう、11.0日と10.4日というところで若干下がっているのではないかなというような感覚を持たれたかとは思いますが、実際こちらのほう、利用人数のほうはこちらはやはり大幅に上がっている状況がございまして、平均すると、若干ですが、減が見られているというようなどころでございます。

以上です。

(潮田) これに関しては市内も放課後等デイサービスも児童発達支援の

事業所も非常に増えておりますけれども、実際今現在の児童発達支援の事業所と放課後等デイサービスの事業所って幾つあるのですでしたっけ。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）今の事業所数なのですからけれども、35か所ございます。申し訳ありません。先ほど答弁の中で答弁漏れがたくさんありました。まずあと、通所施設の詳細というところのところをちょっと漏れてしまったのと、高額の関係も漏れてしまったので、こちらも併せてお話をさせていただきます。

障害児通所支援として、障がいのある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識の指導を行う児童発達支援、就学中の障がいのある児童に対して放課後や夏休みなどに生活能力向上のために訓練を行う放課後等デイサービスなどが主なところですよ。先ほども35という話をさせていただきましたが、事業所数は令和6年度34事業所でしたが、1事業所増え、現在は35事業所となっております。

また、高額の方だと月額幾らぐらいになるのかというようなご質問につきましては、令和7年の9月利用分において確認させていただきましたところ、給付が高額になっている方は月額約63万5,000円となっております。

以上です。

（潮田）今答弁のありました一番多いその63万円という方は、これは医療的ケアが必要なお子さんとかということになるのでしょうか。どういった場合に、これ月額63万って結構な金額かなと思うのですけれども、どういったお子さんが何回利用したということになるか伺います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）詳細については、ケア児の方ではないというところがございます。実際こちらの方利用されているのは、放課後等デイサービスのみの方となっております。

以上です。

（潮田）そういたしますと、これ最大63万、実際にはその方の自己負担というのお幾らになるものになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）この方の自己負担額を確認しております。自己負担額はゼロでございます。

以上です。

（潮田）そうすると、一日に使う金額というのが2万円を超している、もしも30日全部使ったとしても2万円を超えているという方がいらっしゃるということになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）この方についての日数については確認しておりませんが、私の決裁する中では最大でも恐らく27日という方が最大であったかなと思いますが、この方については、申し訳ございません。何日利用しているかというのは確認ができていないところです。以上です。

（潮田）それでは、19ページの産後ケア委託料のほうになります。利用者増の内訳については、これはショートステイが増えたということでありまして、ずっと私ども公明党といたしましてもショートステイが一番欲しかったものでありますので、これが利用されるので大変にうれしいと思っておりますけれども、これは今も3医療機関でだと思っておりますが、もし違ったらそこら辺も訂正していただきたいと思っておりますけれども、まずはその利用状況の詳細をお願いいたします。

（子育て支援課長）ショートステイの3医療機関の利用状況詳細ということで、まず令和7年度から1件医療機関が増えておりますので、4医療機関の利用状況についてご説明いたします。

令和7年9月までの利用状況ですが、宿泊ショートステイ型でははやしだ産婦人科医院、延べ8人で17日、さめじまボンデンイグクリニック、9人で45日、北里大学メディカルセンター、延べ3人で11日、ひらしま産婦人科・皮膚科、3人で8日の利用でした。

以上です。

（潮田）今お聞きいたしまして、これは増えていることはすごくいいことだというふうに思っておりますけれども、実際には妊婦さんがやっぱり孤独感、孤立感とか、または家族関係とかでなかなかおうちでゆっくりできないという方にとっては非常に大事だと思っておりますけれども、デイサービスやアウトリーチの利用状況も含めてなのですけれども、その数字から見えてくる妊婦さんのニーズの傾向というものを担当課として

はどのように考えていますでしょうか。

（子育て支援課長）まず、デイサービス、アウトリーチの利用状況についてですが、令和7年度9月までの利用状況ですが、通所型が延べ利用人数48人、居宅訪問アウトリーチ型が25人（P. 38「15人」に発言訂正）の方にお使いいただいております。

続いて、妊婦さんのニーズの傾向ですが、宿泊ショートステイ型についてですが、出産による入院を終えて、そのまま連続して産後ケアを利用する方が増えておりまして、利用後のアンケートからは、出産後に十分な休養が取れて育児に臨めたという意見が多く見受けられました。通所デイサービス型についてですが、アンケートによると、利用のきっかけとして、産後の体調確認、体力回復のためと答える方が多く、休息を目的として定期的に利用する傾向が見られます。居宅訪問アウトリーチ型につきましても、利用のきっかけとして、育児や手技に関して相談がしたかった、気分転換、リフレッシュがしたかったという意見が多く、専門職である助産師に相談するために利用する方が多い傾向があります。以上です。

（潮田）すごくいい事業が進んでいてうれしいかなというふうに思っていました。これが増えているというのはいいことだと思うので、また来年度の予算のほうもしっかりと取っていただきたいというふうに思います。

21ページの教育支援センター管理運営事業の中の旧小谷小学校の跡地の教育支援センターのほうでの光熱水費でありますけれども、先ほどのふるさと館と同様であるのですけれども、今回これが教育支援センターとしての予算で出るわけですが、実際にはこれが乳幼児健診とかでも使う、そっちのほうの光熱水費もここから出るという形に、それで計上されている補正なのかどうか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長）（副参事級）お答えします。

乳幼児健診で使う子育て支援課部分も含まれておりますが、回数的には月に3から5回で、1回に半日程度の使用になります。こちらの子育て支援課が使用するからというわけではなくて、不足分が見込まれるため

の増額補正になります。

以上です。

（潮田）分かりました。

それ以外の、通告してありますけれども、もう既に前任者が質問して分かりましたので、私の質問以上でございます。

（子育て支援課長）すみません、数字の訂正をさせてください。

先ほど潮田委員さんのご質問の答弁の中で居宅訪問型を25人とお伝えしてしまっただけですが、申し訳ありません。15人に訂正させていただきます失礼いたしました。

（委員長）今の申出はご了承ください。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）先ほど諏訪委員さんより報酬改定の、どれぐらいだったのですかというようなご質問にお答えします。

こちら報酬改定全体としますと1.12%、令和6年度に上げたというような状況がございます。こちら報酬には単位というものがございまして、基本報酬単位と加算単位というものがああります。また、減算単位というのがありますが、基本1単位当たり10円で計算をされるということです。利用時間や定員によって単位は様々ですが、基本的な利用単位として用いられるものです。主なものとして、児童発達支援ですとか放課後等デイサービスに関しまして申し上げますと、20単位から50単位に増えたということで報酬改定があったというような状況になっております。

以上です。

（後藤）議案104号に関して、前任者の内容で重複するものを省きながら質問させていただきます。

まず歳出のほうです。16ページ、17ページ、介護保険課、要援護高齢者等支援事業扶助費の難聴高齢者補聴器購入費扶助に関してです。説明では、認定件数の増加で補助費の追加というところで幾つか質問もあったかと思うのですけれども、今回の補正というのが一時的なものなのか、あるいは今後も、次年度もやはり同様の伸びを見込んでいるのか、その辺りの所感について伺います。

（介護保険課副参事）お答えします。

難聴高齢者補聴器購入費助成事業は、令和5年度に開始しまして、申請件数は増加傾向にあります。今後は、必要な方への補助が行き渡ることによって伸びは緩やかになると見込まれますが、高齢者人口の増加を踏まえ、一定の申請は続くと考えております。

以上です。

（後藤）関連して、当初予算案の説明資料に、この補聴器の購入を一部を助成することで良好なコミュニケーション確保とか社会参加を促進するとか、あと閉じ籠もり、鬱病、認知症、フレイルの予防を図るといったことが記載されていたかと思うのですが、こうした部分の効果についてはどのように検証していくのかを伺います。

（介護保険課副参事）お答えします。

本事業の効果についてですが、これまで助成対象者への直接のアンケートは実施しておりませんが、市内の補聴器販売店のほうに確認をさせていただきましたところ、家族との会話に加わるようになった、よく笑うようになったなど、ご家族からの反応も良好であり、生活の質の向上に寄与していると考えております。

以上です。

（後藤）続いて、18ページ、19ページ、障がい福祉課の障害児通所給付事業扶助費の障害児通所給付費に関してです。前任者からも質問があって一部多分重複はすると思うのですが、利用件数が増加しているというところで、発達支援とか放課後のデイサービス等のサービス種別ごとと、あと世帯、所得区分4区分あって自己負担分かれていたかと思うのですが、この世帯区分ごとに見た利用状況の推移と直近の傾向について伺います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）まず、主なものとして児童発達支援や放課後等デイサービスの種別、世帯区分ごとの利用状況についてお答えします。なお、令和7年度につきましては、現状において11月利用分以降の集計ができないため、令和6年度、令和7年度ともに10月利用分までの推移についてお答えします。

児童発達支援につきましては、令和6年度は利用者負担区分というところ

ろからなのですけれども、生活保護の方ゼロ人、低所得の方20人、一般1の方が207人、一般2と言われる方が22人、合計で249人となっております。令和7年度は、利用者負担区分、生活保護の方1人、低所得の方が22人、一般1の方が177人、一般2の方が26人、合計で226人となっております。

次に、放課後等デイサービスにつきましては、令和6年度は、利用者負担区分、生活保護の方が2人、低所得の方が31人、一般1の方が232人、一般2の方が19人、合計で284人となっております。令和7年度は、利用者負担区分、生活保護の方が2人、低所得の方が37人、一般1の方が253人、一般2の方が38人ということで、合計330人となっております。サービス種別によって増減の傾向は異なりますが、放課後等デイサービスが堅調に増加しておりますことから、扶助費の増大につながっているものと認識しております。

以上です。

（後藤）関連して、障害児通所支援給付費の不正受給で事業者の指定を取り消されると。先ほどの前任者でも話題に触れられたかと思うのですけれども、人員基準を満たさないまま運営していたりとかというところを報道でもよく見かけるのですけれども、この質の確保に関して市がどこまでチェックをされているのかという部分について伺います。

（健康福祉部参事兼障がい福祉課長）障害児通所支援給付費の不正請求防止に向けた取組につきましてお答えいたします。

埼玉県では、令和6年9月の県指定の障がい児通所支援事業者に対する指定取消しを行ったことを契機として、本年2月に埼玉県障害児通所支援事業に係る不正防止連携会議を開催しております。説明会では、市町村における不正請求防止に向けた取組として、事業所から定期的にサービス提供実績記録票の写しを求めること、次に、サービス利用実績について、保護者から聴取するなどにより定期的に確認すること、3つ目として、事業所に対する実地指導などの積極的な実施、以上3点について検討することと説明がありました。本市といたしましては、障がい福祉サービス等の支給決定の請求内容の審査等、膨大な業務がある中で定期

的な対策を実施することは困難であると捉えておりますが、保護者から利用実績にそごが生じている旨の報告を受けた際には、不正請求が行われているのか、実地指導等、状況に応じて必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

（後藤）続いて、同じページ、子育て支援課、母子健診事業の委託料、産後ケア委託料に関してです。前任者からの質問で、令和7年度に新しく1施設追加されたということだと思っておりますけれども、今後もそのニーズが増えていった場合に関して、現在の受皿で対応が可能なのかというところを伺います。

（子育て支援課長）お答えします。

令和7年度から宿泊（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型の委託先にひらしま産婦人科・皮膚科が加わりまして、現在、鴻巣市の産後ケア事業の委託先は、宿泊（ショートステイ）型が4か所、通所（デイサービス）型が3か所で対応しております。また、居宅訪問（アウトリーチ）型は5人の助産師に依頼をして実施しています。今後さらにニーズが増えても対応ができるように、また利用のしやすさを考慮して、近隣で新規の委託先を開拓していく予定です。

以上です。

（後藤）関連して、産後ケア事業を利用されている方々を、子ども家庭総合支援拠点のここの巣とか、あと地域にある子育て支援センターとかサロンなどの支援拠点とか、あとは一時預かり事業などにスムーズにつながられているその動線が確保されているかという部分を伺います。

（子育て支援課長）産後ケア事業以外の子育て支援センターや一時預かり事業等の鴻巣市の子育て支援事業につきましては、まず妊娠届出時に子育て支援ガイドブックを妊婦さん全員にお配りをしています。また、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会に子育て支援センター等の子育て支援事業についても保護者に説明をし、周知を図っております。産後ケアの利用者につきましては、利用後に利用先の医療機関から報告書の提出がありますので、必要な場合には、市の担当者

から利用者様に子育てサロンのご案内や、こども家庭センター「この巣」の相談につなげることができると考えております。

以上です。

（後藤）続いて、20ページから23ページにわたって、一旦通告ちょっと1個だけ先に飛ばしてしまいましたが、教育総務課の小学校、中学校教育ICT環境整備事業の……ごめんなさい。こっちではない。すみません。20ページから21ページです。学校支援課の教育支援センター管理運営事業、需用費の光熱水費と、あと22ページから23ページ、生涯学習課の図書館管理運営事業の光熱水費です。2つとも説明では電気料金等の不足が見込まれるということで、光熱水費追加されたということです。教育支援センターしかり、図書館しかり、子どもの居場所という役割のある部分かと思いますので、当然、今年の夏の酷暑とか、冬は普通に寒いですし、そういった中で子どもたちにとっての居心地のよさを確保しながら、節電とのバランスをどのように図っているのかという辺り、具体的な運用方針等があれば、それに関して質問をいたします。

（学校支援課教育支援センター所長）教育支援センターのほうからお答えします。

具体的な運営方針というのはないのですが、児童生徒の体調面を最優先にして温度や湿度を保つようにして、また感染症予防の観点からも適度に換気をするように努めています。外に出るタイミング等、小まめに電気を消すなどの節電は行っております。

以上です。

（生涯学習課長）図書館におきましても具体的な運用方針というのには特にない状況だと思いますけれども、図書館の施設の場合、子どもたちに限らず、年齢や性別を問わず、より多くの方たちに利用いただいている状況となっております。多様なニーズに応えられるよう努めているところです。現状の対策としては、定期的に室温を確認しつつ、全熱交換器による換気やサーキュレーターによる空気の循環を行うことで冷暖房効果を高め、節電対策を行っております。また、館内にご意見箱を設置することで利用者の意見に耳を傾け、快適な読書時間を過ごしていただくた

めの工夫や改善等に努めているところです。なお、当施設は一部埼玉県産の木材を使った施設であり、ガラス張りの窓から差し込む自然光と木のぬくもりを感じられる施設となっております。利用者からの評判もよいと聞いております。今後も、包括施設管理を行っている株式会社J Mや指定管理者と共に、子どもたちをはじめ、読書や調べ物ができる居心地のよい環境づくりに努めてまいります。

以上です。

（後藤）最後に、20ページか、23かな、教育総務課の小学校、中学校教育ICT環境整備事業の器具修繕費で前任者からも質問があったので、予備機の稼働状況について、これ、すみません、通告していなかったのですけれども、やはり限られた台数で現場の先生方頑張っでぎりぎり回されているのかというところを答弁の中で推察したのですけれども、これその予備機の配分とかというのは、目安というか、何か基準みたいのがあるのですか。1校とか、生徒何人につき大体何台は予備機をその学校に置いておこうみたいな予備機自体の管理体制について質問をさせていただきます。

（教育総務課長）予備機なのですけれども、年度当初なのですけれども、児童生徒数に対して、こちらのほうで持っている、こちらにある端末の差引きで残の台数を学校の数によって、そういった人数割等によって配付しているような状況です。端末の予備機の残なのですけれども、こちら今は5台を切らないよう配備のほうをしているような状況です。

以上です。

（後藤）1校当たり5台ではなくて、全体として5台ということ。

（教育総務課長）5台というのが、学校で5台未満にならない、予備機の台数が未満にならないようにということを目安にやっております。

以上です。

（後藤）予算の関係もあると思うのですけれども、必要であれば、こういった予備機の購入も検討する段階も何かありそうだなと思うのですけれども、そういったところの見通しの部分について伺います。

（教育総務課長）学習者用端末の今後の見通しなのですけれども、来年

度また1年間使いまして、再来年度ですか、新しいものが配備できればと今考えて進めているような状況です。

以上です。

(芝寄) 1つだけ、今前任者の質問の中の器具の修繕の、学習者用端末の件でお伺いします。

故障内容がタブレットのツーインワンのヒンジの部分が主だということが説明がありましたけれども、ヒンジの部分の故障って、落としたり、ぶついたりした故障とは違って、使用頻度によってかなりこれから出てくると予想されると私は思っているのです。今後も。かなりの台数が今後、来年以降も出てくるのではないかと予想されます。もともと使っているメーカー、私の認識では、その部分を含めて故障が多いメーカーというふうに私はずっと思っているのです。2年後に新しいタブレット、学習用端末を導入予定ということで、その辺も故障の部分も含めたメーカー選別というのもこれからもう考えていかななくてはならないと私は思います。今入れているのは多分安かったと思うのです。あのメーカーは。その分、安くてもこうやって修繕が多くなってきては、子どもたちも不便だし、先生も不便ですし、費用もかかると思うので、この修繕費用を含めて考えた中で、今後の買換えのための考え方をお聞かせできますでしょうか。

(教育総務課長)学習者用端末の今後の購入についてなのですが、こちらにつきましては、仕様ですか、こういった仕様でとかということで国とかから示されているものとかがあります。そちらの中でそういった、ちょっと今手元に資料がないのですが、堅牢性とかそういった部分もたしか示されていたのかなと思うのですが、ほかの市町村とかでもやっぱり故障というのは、やっぱり困っていたりとかということも聞いたりしています。また、そういった中で、まずこちらが故障してからというよりも、故障しないようにそういった対応をしている市町村もあるということも聞いております。そういったところを参考にしたりとか、そういった仕様を満たしている、そういった故障しないような仕様を満たしているということで、まずは故障しないような形で考えてい

ければと思います。

以上です。

（芝寄）今故障しないようにしようといっても、コンバーチブルノートだと、やっぱりこうやって開いたり絶対しなくては使用できないではないですか。その部分で、ここの部分が故障の原因が主だったということなので、逆に、すみません、細かいのですけれども、どのように使用するのが望ましいのでしょうか。

（教育総務課長）使用方法についてなのですからけれども、こちらのほうも丁寧に扱ってくださいというような、正直学校のほうとかにはご案内してご協力いただいているような状況です。なので、使う際には無理な力を入れてとか、そういったことなく丁寧に扱ってくださいということで、まずはそういったことなのかなと思います。あとは、故障しないようにということで、ほかの市町村とかですと、パソコンにカバーとかということで使っている市町村もあるということです。そういったところを参考にしたりとかして故障の台数が増えないようにということで考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（西尾）では、議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場から討論いたします。

小学校教育ICT環境整備事業、中学校教育ICT環境整備事業、それぞれ学習者用端末の修繕料です。ICT教育が子どもの脳に与えるデメリットも言われております。ICT教育については、いま一度見直し、調査、検証をするべきと考えます。そして、教育の分野のほかの部分に子どもたちの教育環境をよくするための費用をかけるべきと考えます。

以上の点から本議案に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時55分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第106号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、ただいまの議案第106号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質問を何点かさせていただきます。ただいまのご説明なのですがすけれども、あと初日の質疑応答の中の部長のご説明も併せてなのですがすけれども、いま一つこの改修の理由の詳細がよく分かりませんので、詳細をちょっとご説明いただきたいなと思います。

(介護保険課長) システム改修の詳細なのですがすけれども、大きく分けまして、継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化への対応ということと、令和7年度税制改正への対応となります。最初の継続利用要介護者の利

用可能サービスの弾力化への対応としましては、総合事業を利用していた方が要介護認定となった場合、介護予防サービスは使えなくなりますが、保険者の判断があれば使い続けられる場合がございます。その際の国保連経由での請求の仕組みが令和8年5月審査分から対応されることとなりますので、これに対応するためのシステム改修を行うものです。また、令和7年度税制改正により給与所得控除を10万円引き上げる見直しが行われますが、第9期計画期間中の保険料減収が生じないように、令和8年度保険料算定に当たっては、給与所得控除引上げの見直しによる影響を排除するため、必要なシステムを改修するものとなります。以上です。

（諏訪）ただいまご説明でございましたけれども、いわゆるシステム改修は2つ目的があるということだと思いますけれども、1つは、現在要支援と認定された方が使っているサービス、今度は要介護になった場合も引き続き使えるようにという、国保連への請求のためということでしょうか。もう一つが令和7年度の所得税法の改定、これは本人の控除が10万円引き上げられて、55万円が65万円になったのかな、というそれに基づいて保険料の算定をしているわけなのですからけれども、その保険料算定を行わないということが前提でシステムの改修なのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

（介護保険課長）介護保険におきましては、今3年単位の計画中、ちょうど今、令和6年度から8年度になる計画があるのですけれども、保険給付総額の23%を賄うように第1号被保険者の保険料水準を定めておりますが、保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和8年度の第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引上げの影響を遮断して、控除が従前のものとして保険料を算定できる仕組みとなるように、今回必要な改修を行うものとなります。

以上です。

（諏訪）保険料のいわゆる収入不足が懸念されるということだと思われるのですけれども、その収入不足の具体的な数値というものは当市において何か出しているのかどうかを伺います。

(介護保険課長) 国のほうの資料とか見ましても、厳密な推計は困難なのですけれども、厚生労働省の推計では、全被保険者ベースで保険料収入の1%程度の影響が出る可能性とされております。本市におかれましては、先ほど言った令和6年度から8年度の3年間における第1号保険者からの保険料収入必要額を79億8,762万8,000円としておりまして、令和8年度の1年間の影響ですと、その3分の1の1%となりますので、2,662万5,000円程度になるのではないかと推測されます。

以上です。

(諏訪) ただいま全体における税収の不足の金額が推定されて、2,662万ぐらいということなのですが、このいわゆる保険料というのは各個人が納めるものなのです。第1号被保険者の方々の保険料の算定というのは細かく当然行っています。それぞれの市民の方々の一人一人算定し直すというのは大変な、全部終わってからできないのかもしれないのですけれども、一番やはり懸念されるのが、標準第5段階の基準額の方と、第4段階から第1段階までのいわゆる低所得の方と言われていまして、そこに市の財政が入るのですが、その入る方との境目が非常にちょっと厳しいかなと思うのです。第5段階の方は、本人が非課税、そして一緒に住んでいらっしゃる方の年金収入額の合計が80.9万円を超える方、ここがあれなのですけれども、第4段階というのは、この80.9万円以下の方ということなのです。ですから、今回の税制改正によって、この金額が5段階になる方と、5段階だった方がもしかしたら4段階になるかもしれないというおそれがあるのですけれども、もしそうなった場合なのです。第5段階ですと年額6万9,600円の保険料、第4段階ですと年額6万2,600円ということで、1年間で7,000円の差が出ます。そして、今回システム改修をして、これらが何の算定にもならないわけなのですけれども、そうすると第5段階のまま8年度まで保険料を納めるということになると、2年間で1万8,000円ですか、1万4,000円ですね、余分に保険料を払うという、そういう結果になるわけなのです。それらが想定できるのですけれども、この件についてはどんなふうに考えたらいいのか伺いたいと思います。

(介護保険課長) 令和7年度の税制改正に伴う介護保険料の介護保険制度の対応は、やはりちょっと一律に国のほうから示されておりまして、あくまでも、国のほうから従前のものの保険料を算定するような仕組みで取り組んでくださいということですので、それに市としましても準じて対応したいと思っております。

以上です。

(諏訪) 税金というのは、余分に払ったものは後から還付請求ができるのですけれども、介護保険料についてはいかがなのでしょう。

(介護保険課長) 今回、税金は変わるのでありますが、税金と介護保険のはちょっと別物としまして、あくまでも介護保険は3年間の計画に基づいた計画に準じられるようにという国からの指示に基づいて市のほうも動いていきたいと考えております。

以上です。

(諏訪) 還付請求はできないし、そういうご説明はしないということではよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) そのように考えております。

以上です。

(健康福祉部長) 今回の保険料に影響するのは、令和8年度1年間のみです。この給与所得控除10万円の引上げの見直しが行われる影響を排除するというのは、介護保険法施行令の改正がこの後ありますので、鴻巣市の介護保険条例で改正をするものではございませんので、全国的な動きでございますので、本市はそれに従うというところでございます。

(諏訪) この後、介護保険法が変わること、条例が変わることでございますね。

では、ちょっと最後になのですけれども、介護保険給付費準備基金というのが毎年3億円ぐらいでしょうか、あります。この使い道としては、目的としては、介護給付費の急増と不測の事態に備える。だから、今回は不測の事態かなと私は思っているのですけれども、今回の保険料、税収不足になる懸念に対してこの基金を使うというお考えはあったのかどうか伺いたいと思います。

(介護保険課長) 介護保険給付費準備基金は、3年間の介護保険の標準給付費や地域支援事業費を賄えるよう、準備基金からの取崩し額も加味して保険料を算定していることから、税込減に対する準備基金からの補填については考えておりません。

以上です。

(西尾) では、議案第106号について1点質問させていただきます。通告してはいるのですが、前任者のほうで質問していただきましたので大体分かりました。

9ページの介護保険賦課徴収事業の印刷製本費49万1,000円、先ほど説明の中でも触れてはいただいたのですが、もっと具体的にお伺いします。どのようなものなのでしょうか。

(介護保険課長) 地方公共団体情報システム標準化に伴いまして、各種帳票レイアウトが変更となりましたが、当初予算要求の時点では仕様が未確定であったため、今回補正をさせていただいております。具体的には、保険料決定通知書と納付書がそれぞれ別様式だったのですが、保険料決定通知書兼納付書の一体型に変更されるなどのレイアウトの変更によるものです。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

(なし)

(委員長) では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第106号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、住み慣れた地域での持続可能な在宅医療・介護に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、住み慣れた地域での持続可能な在宅医療・介護に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件とすることに決定しました。

続いて、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時18分)